

大町市太陽光発電設備の設置管理等に関する条例（仮称）骨子（案）に対して
お寄せいただいたご意見と市の考え方

ご意見の概要	市の考え方
<p>1. 低価格帯のパネルでは、含有物で人体に有害なものがあるらしいことが中国でも話題になっているので、無害だと証明できる資料の添付義務づけが好ましい。</p> <p>2. パネルは 50 年耐えられないのでやがて寿命になる。その際に産業廃棄物として合法的処理が必要なので、その費用があることを確認できるものは必須。10 年ごとに確認する必要もある。</p> <p>また合法的処理をすることを約束する意味合いで自筆署名を行う申請方式にする。あるいは廃棄行為における保証人項目もつける。</p>	<p>1. 現在、経済産業省の有識者会議（再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会）において、太陽光パネルに含まれる化学物質の情報提供に関する方向性が検討されております。</p> <p>大町市においても動向を注視し、手続きの中で必要とする資料の精査を進めてまいります。</p> <p>2. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT 制度）あるいは FIP 制度の認定を受けた事業は、事業用太陽光発電設備（10kW 以上）の廃棄等に必要な費用の積立てが義務化されています。</p> <p>それ以外の事業については、本条例の中で確認ができるよう検討を進めております。</p> <p>太陽光発電設備の解体・撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理については、発電事業者の責任の下、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）等に基づき行われる必要があることから、本条例においては独自の規定を設けておりません。</p> <p>なお、廃棄物処理法に違反した場合には、厳しい罰則が科せられます。</p> <p>例）不法投棄の場合：5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金、又はその併科。</p>